

令和7年5月16日

関係者各位

石灰石鉱業協会 技術委員会
委員長 吉村 武彦

技術保安管理士称号認定試験に関するお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本試験は国家試験制度廃止後の鉱山保安技術、知識の習得を目的に平成26年度から開始され、今年で第13回となります。今般、試験実施要領が告示され、少しでも多くの若手、中堅技術者の方々が石灰石鉱山等を対象とする露天採掘技術保安管理士試験を受験し、採鉱～機械～電気～鉱害防止～保安など鉱山に関する基本的な保安技術を習得されることを期待します。

また同日に行われる法令講習、法令試験では鉱山保安法等の理解を深めて頂けるものと思料します。

会員各社におかれましては、受験を奨励するとともに受験者の学習意欲の向上を図り、当該制度を有効な教育手段として活用いただければ幸甚です。

今年も昨年度に引き続き下記、奨励案をご検討いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、平成28年8月1日付で鉱山保安法施行規則が改正され、本制度の「技術保安管理士」の称号付与者については、一部の「作業監督者」に選任できる特例資格認定が導入されております。

また、技術委員会としましても、引き続き当該制度の全面的なバックアップを進めてまいります。

記

1. 社内職位の向上

技術保安管理士免状取得者を職場責任者の選任要件として保安規程に定める等、称号認定者の職位向上を図る。

2. 報奨金及び手当の支給

報奨金や手当を支給する等、称号認定者の所得向上を図る。

3. 各職場での教育

保安活動等を通じ、法令試験や技術試験について討議するなど職場での教育機会を設ける。

4. 講習会の企画開催

各地域の鉱山保安研究会等を活用し、産業保安監督部に法令講習を依頼し、これに合わせ各地域の企業の方により、過去問の解説程度の技術講習を一緒に実施できるよう検討する。

以上